

第12章 自治体による立入検査

1.	本章の概要
2.	解体等工事現場への立入検査等 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知 解体等工事情報の把握 立入検査 立入検査内容 指導等
3.	仮置場での管理状況の確認

1. 本章の概要

災害により多数の被災建築物が倒壊・損壊した場合は、解体工事が急増するため、解体工事が専門ではなく、石綿作業の経験を十分に有していない事業者が解体を実施する可能性がある。

また、仮置場を管理する被災市町村等自治体職員も、石綿対策の経験を有している場合は少ない。

このため、解体等工事現場や仮置場に自治体の職員が大気汚染防止法、廃棄物処理法に基づく立入検査を行い、石綿飛散防止措置が適切に行われているか確認し、必要に応じて指導することが必要となる。

災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る工程を図12.1に示す（第1章 図1.2を再掲）。

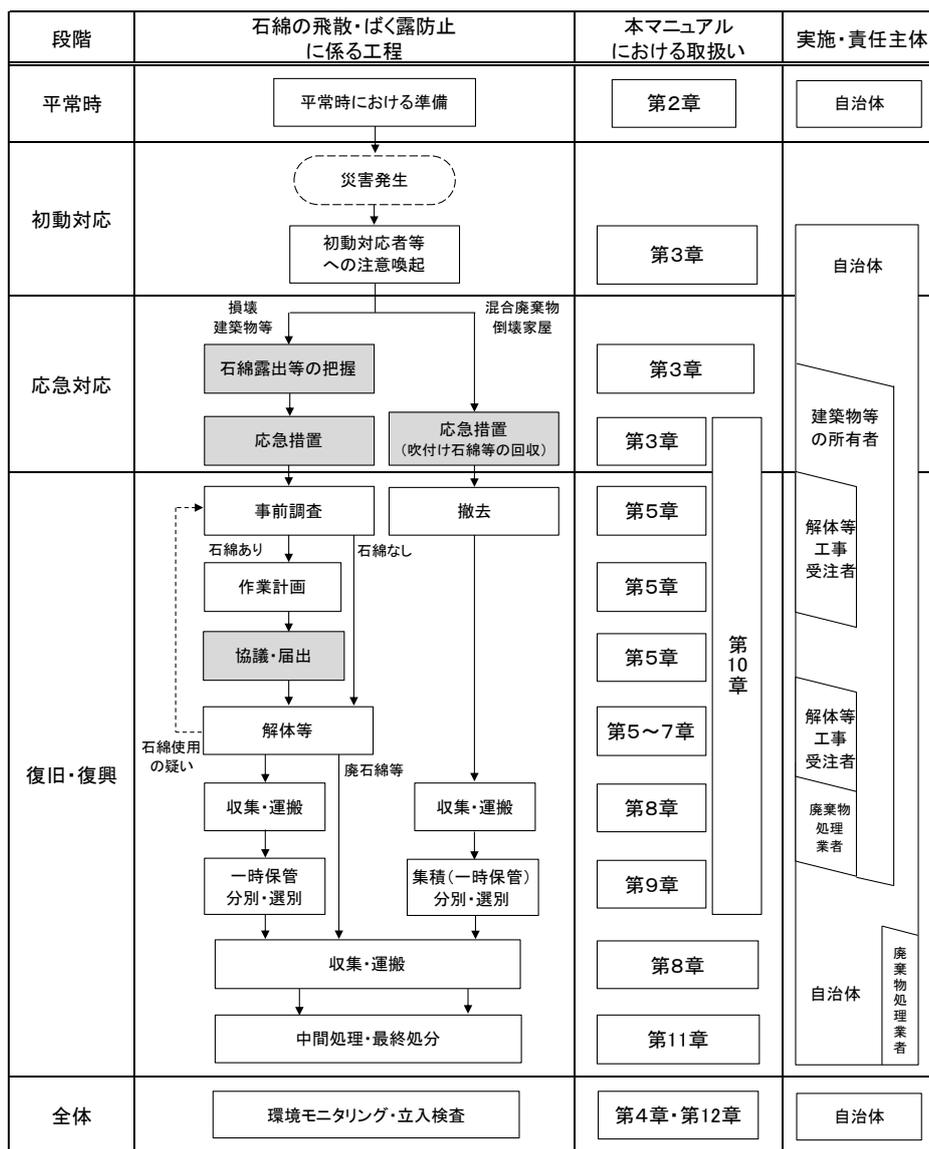


図 12.1 災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る工程（再掲）

2. 解体等工事現場への立入検査等

2.1 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

自治体の大気汚染防止法（特定粉じん関係）担当部署は、復旧のための解体工事が開始される前に、解体業者、建設・土木業者、関係市町村に対して、解体等工事における石綿飛散防止について周知しておく必要がある（※12-1）。

石綿障害予防規則においては、木造民家も含めて石綿含有建材を取扱っている解体等工事現場では、「石綿作業主任者技能講習修了者（平成18年3月までの特定化学物質等作業主任者技能講習修了者も可）の中から石綿作業主任者を選任し、石綿作業中は常駐させること」、「全ての作業員が石綿取扱作業員特別教育を受講していること」が求められていることから、これらについても併せて周知すること。

また、大規模災害時には、災害等廃棄物処理事業の中で市町村発注の公費解体が実施される場合がある。公費解体の発注仕様書に石綿含有建材の事前調査や飛散防止措置等に関する事項が盛り込まれるように、当該市町村の担当部署を支援する必要がある。

参考に、熊本地震における解体等工事の発注仕様書例を示した（※12-2）。

(※12-1)【参考】現場作業員、事前調査者向け周知用チラシの例

現場作業員向け

一般家屋の解体作業におけるアスベスト対策

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの一般家屋にも使用されています。解体に際しては、作業員や周辺住民の健康被害を防止するために、適切な対策が必要です。

法律等で定められた以下の事項を守り、安全な作業をお願いします。

解体作業に入る前の遵守事項

- 事前調査結果を掲示しておくこと（レベル3建材の使用箇所を明記）。
※作業員および周辺住民に周知するために必要です。
- 適切な作業を行い、アスベストによる作業員の健康被害防止するために、次の事項を示した作業計画を作成し、作業員に周知すること。
 - ・作業の方法、手順
 - ・アスベスト粉じんの発生を防止、または抑制する方法
 - ・作業員へのアスベスト粉じんのばく露を防止する方法
- レベル3建材撤去作業で使用する防じんマスク（RL-3）、湿潤化のための機器や手ばらし作業のための工具類を準備すること。

レベル3建材の撤去作業時の遵守事項

- 石綿作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者を選任すること。
- 全ての作業員が石綿取扱作業員特別教育を受講していること。
- 作業員は防じんマスク（RL-3）を必ず着用すること。
- 湿潤化（薬液等の噴霧）し、可能な限り手ばらしにより撤去すること。
- アスベスト含有廃棄物として、適切に分別、保管、搬出すること。

アスベストによる健康被害

- アスベストばく露後、15～40年程度経過後に肺がんや中皮腫等を発症する可能性があります。
- アスベストが原因の中皮腫により、年間1000人以上の方が死亡されています。
- 阪神・淡路大震災では災害復旧作業に従事した作業員が中皮腫で亡くなり、労災認定された方がいます。

ご不明な点は管轄の保健所（〇〇市内は市環境〇課（電話番号））及び労働基準監督署、または県環境保全課（電話番号）及び△△労働局（電話番号）にお尋ねください。

事前調査担当者向け

一般家屋のアスベストに関する事前調査

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの一般家屋にも使用されています。このため、解体に際しては、作業員や周辺住民の健康被害を防止するためにも、適切な事前調査の実施と調査結果の作業員へ周知が必要です。

法律等で定められた以下の事項を守り、安全な作業をお願いします。

事前調査における遵守事項

- 成形板（裏面参照）は原則全てレベル3建材と見なすこと。
- レベル3建材の使用箇所がわかるように書面で記録し、作業員に伝えること。
例：1階台所の天井ボード（写真や図面で記録しておくとうわかりやすい）
※事前の使用箇所把握により、作業員の暴露防止、周囲への飛散防止対策が可能となります。
- 成形板について、アスベストが含有していないと判断する場合は、その根拠（成形板裏面の番号等）を示し、書面に記録しておくこと。

アスベストによる健康被害

- アスベストばく露後、15～40年程度経過後に肺がんや中皮腫等を発症する可能性があります。
- アスベストが原因の中皮腫により、年間1000人以上の方が死亡されています。
- 阪神・淡路大震災では災害復旧作業に従事した作業員が中皮腫で亡くなり、労災認定された方がいます。

ご不明な点は管轄の保健所（〇〇市内は市環境〇〇課（電話番号））及び労働基準監督署、または県環境保全課（電話番号）及び△△労働局（電話番号）にお尋ねください。

(※12-2) 【参考】熊本地震における解体等工事の発注仕様書例

仕様書例

事前調査を含む解体工事用の特記仕様書例
(対象物件が定まっていない解体工事発注を想定)
※市町村のガレキ集積場までの運搬を想定

1 目的

平成 28 年熊本地震に係る被災建築物の解体等工事に関して、石綿の飛散・ばく露防止を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 施工方法

(1) 事前調査

ア 建築物等の解体前に、大気汚染防止法における特定建築材料（吹付石綿、石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材）及び特定建築材料以外の石綿含有建材等（以下「石綿含有成形板等」という。）の有無について、事前調査を必ず実施すること。

イ 事前調査については、全ての解体対象建築物等（平成 18 年 9 月 1 日以後に建てられた建築物等、並びに建築物等において、倒壊等により人が立ち入ることが危険な区域を除く）について実施すること。ただし、納屋等外観から、木材、コンクリート、瓦、鉄骨等から構成され、アスベスト含有建材が使用されていないことが、一見して判断できる建築物等で、本委託による詳細な調査の必要性が無いことが、明らかな物件については、発注者は本委託による事前調査実施の対象外とすることもできる。

建材中の石綿含有に関する分析（定性・定量分析）が必要と判断された場合は、試料を採取し、速やかに、発注者に報告するとともに、発注者が指定する分析機関に、分析試料を着払いで発送すること。なお、吹付け材の試料採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取する等、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成 28 年 3 月 厚生労働省）」を参考として実施すること。

ただし、石綿含有成形板等については、目視のみの調査とし、石綿含有成形板等の可能性がある建材（スレート、サイディング、石膏ボード、P タイル等）については、石綿含有成形板等とみなして取り扱うことも可能とする。

ウ 事前調査において過去に行った石綿の分析結果を確認する場合は、建材中に大気汚染防止法で規制された 6 種類のアスベストがそれぞれ 0.1 重量%を超えて含有していないかを確認すること。なお、平成 18 年 9 月より以前に行われた分析ではこれが確認できない場合があるので注意すること。

エ 木造建築物及び軽量鉄骨造住宅の解体工事における事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が実施すること。

オ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の木造建築物以外（軽量鉄骨造住宅を除く）の建築物等の解体工事における事前調査は、飛散性の高い特定建築材料が使用されている恐れがあることから、十分な石綿建材に関する知識を有することが必要であることを踏まえ、次の者が実施すること。建築物石綿含有建材調査者及び一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者（以下「調査者等」という。）、もしくは石綿作業主任者技能講習修了者のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の木造建築物以外（軽量鉄骨造住宅を除く）の建築物等の解体工事における事前調査の十分な経験があることで、調査者等と同等以上の石綿含有建材に関する知見を有し、的確な判断ができると認められる者。

【参考事項】※本欄は実際の仕様書には記載しないこと

事前調査は、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと」とされている（石綿則に係る技術上の指針 H26.3 厚労省）

なお、厚労省の通達（H24.5.9 基発第 0509 第 10 号。一部改正 H26.4.23 基発 0423 第 7 号）により、このような能力のある資格者の例として、「建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者」（以下「資格者」という。）が挙げられている。

カ 事前調査の結果は別添様式を参考として、発注者に報告すること。なお、特定建築材料、石綿含有成形板等が確認された場合は、この結果報告書のみでその位置が明確に特定できる場合を除き、その位置を具体的に示す簡易な図面、写真等を添付すること。

キ 事前調査において特定建築材料が確認された場合は、発注者に直ちに報告すること。なお、発注者が別途契約した特定建築材料の除去を行う者が、当該除去工事を行う際には、円滑、適切に除去工事が実施できるように協力すること。

ク 事前調査を行う者（以下、「事前調査者」という。）は、調査において確認された石綿含有成形板等の種類・状態に応じ、石綿含有成形板等除去に必要な作業、作業員のばく露防止方法をその建築物の解体を行う者（以下「解体事業者」という。）に提案し、解体事業者は提案された作業方法・ばく露防止方法で解体すること。

なお、この石綿含有成形板等除去に必要な作業方法の判断指針は原則とし（4）のアからウによるものとする。

ケ 事前調査者は、特定建築材料及び石綿含有成形板等が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったもの、あるいは建材から剥がれ落ちた特定建築材料及び石綿含有成形板等についても、その有無及び状況を確認し、その結果を当該建築物等の解体事業者に提供するとともに、カ）に記載の報告を行うこと。

なお、この場合において、石綿含有に関する分析（定性・定量分析）が必要と判

断された場合は、イに準じた対応をとること。また、特定建築材料が確認された場合は、発注者に直ちに報告すること。

コ 事前調査の結果等に関して大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を、解体工事の場所において公衆及び作業員に見やすいように掲示すること。

なお、調査結果の概要として、特定建築材料及び石綿含有成形板等が使用されていた場所及び建材の種類を記載すること

サ 受託者は、事前調査の業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(2) 石綿を含む災害廃棄物の取扱い

解体工事の場所において、特定建築材料が使用されていた被災建築物等が倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったもの、あるいは建材から剥がれ落ちた特定建築材料については、石綿障害予防規則を参考とした適切な呼吸用保護具着用の上、当該特定建築材料を粉じん飛散抑制剤等の薬剤により十分湿潤化した上で、除去回収し、廃石綿として取扱い、発注者の指示に従って撤去すること。なお、特定建築材料からのアスベストの飛散・ばく露の防止対策等について、事前に熊本県環境生活部環境局環境保全課、所管の労働基準監督署に相談すること。

なお、発注者が別途委託した特定建築材料の除去を行う者が、当該除去作業を行う際には、円滑・適切に除去作業が実施できるように協力すること。

なお、同様の石綿含有成形板等についても、切断・破碎作業をできるだけ避け、これらの作業が必要な場合は、石綿障害予防規則を参考とした適切な呼吸用保護具着用の上、粉じん飛散抑制剤等により十分湿潤化した上で行うことにより、除去回収し、石綿含有廃棄物として取扱い、(4)エに準じて集積場まで運搬すること。

(3) 特定建築材料の除去が困難な解体

倒壊等により人が立ち入ることが危険な状態のため、十分な事前調査ができず特定建築材料の有無が判断できない、もしくは特定建築材料を解体前に除去することが著しく困難と判断された場合は、発注者に速やかに報告するとともに、アスベストの飛散・ばく露の防止措置について、事前に熊本県環境生活部環境局環境保全課、所管の労働基準監督署と協議し、飛散・ばく露の防止のための適切な解体計画を検討すること。

(4) 石綿含有成形板等の撤去

ア 石綿含有成形板等の撤去の際は、手作業で原形のまま取り外すことを原則とし、湿潤化し(著しく困難な場合を除く)、外周を養生シートなどで囲み飛散防止を図ること。また、石綿障害予防規則で定められた呼吸用保護具の着用を行うこと。

イ やむを得ず切断・破碎等により粉じんが発生する作業が生じる場合は、除去する

石綿含有成形板等を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化すること。

ウ イの作業によって、相当量の粉じん発生が見込まれる場合は、可能な限り作業場を密閉し、外部への飛散防止を図った上で、粉じん飛散抑制剤等の薬剤による湿潤化を行いながら作業すること。

必要に応じて、HEPA フィルター付き局所集じん装置、高性能真空掃除機等により飛散防止を図ること。その際、作業者はばく露防止に必要な装備をすること。

エ 撤去した石綿含有成形板等は原則として切断・破碎せず、他の廃棄物と区分して、集積場まで運搬すること。なお、フレコンパック等の容器に入れた上で、運搬すること。

(5) 法令及び本仕様の遵守について

この仕様書によるほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法における解体に伴うアスベスト飛散・ばく露の防止に係る項目、並びに廃棄物処理に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の所管部局の職員より、アスベストに関するこれら法令違反、もしくは本仕様書の項目が遵守されていないことにより、作業の中止を求められた場合は、作業を中止し、その指示に従うこと。

(6) 工事の記録

(1) から (4) に記載の作業の実施状況を写真に記録し、保管しておくこと。発注者からの求めがあった場合はこれを提出すること。

(7) 事前調査の費用の請求

契約対象建築物等の事前調査終了後、受託者は、請求対象となる建築物等毎に「事前調査に要した時間数、実施日、調査した者の氏名」を記入した一覧表を作成し、協議報告として発注者に提出する。提出された一覧表について、発注者が適切な事前調査の実施であることを認めた場合は、当該一覧表と契約における日単価に基づき、事前調査に係る請求を行うこと。

(8) その他

本仕様に定めのない事項については、発注者と受託者でその都度協議する。

この費用請求方法はあくまでも一例であり、費用の算定方法については、諸費用を含めるかどうか等を踏まえて、被災自治体にて検討する必要がある

2.2 解体等工事情報の把握

被災建築物の解体等工事においては、石綿含有建材の除去等の経験がなく、関係法令の知識が十分ではない業者が解体を行う可能性もあることから、自治体の大気汚染防止法（特定粉じん関係）担当部署は、以下の情報の活用等により、解体工事の場所・工事の情報を積極的に把握する必要がある。

- ・被災市町村が実施する公費解体の場合は、当該市町村の工事管理リスト
- ・建築物等の所有者が実施する自費解体の場合は、当該建築物の所在する市町村の仮置場への搬入許可リスト（当該リストの作成義務は無いため、当該市町村の管理方法による）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）における届出等情報

これらの情報が円滑に入手できるように、解体工事が開始される前に、被災市町村等の関係機関と協議しておくことが必要である。

立入検査は、建築物等の構造・施工年代から特定建築材料が使用されている可能性の高いもの（平成18年以前に施工された鉄骨・鉄筋コンクリート造）を優先的に実施する。構造等の情報がない場合は、第2章で示した

- ・建築確認台帳
- ・固定資産課税台帳
- ・アスベスト調査台帳
- ・地方公共団体所有施設等に関するアスベスト含有建材の使用実態調査結果
- ・大気汚染防止法における封じ込め、囲い込みの届出履歴

等の情報を活用する。

なお、応急対応として被災建築物の石綿露出状況の調査を実施し、特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が把握されている場合は、これも活用すること。

2.3 立入検査

自治体の大気汚染防止法（特定粉じん関係）担当部署は、2.1で把握した解体等工事現場に対し、立入検査を実施する。

立入検査は、廃棄物処理法担当部局及び労働基準監督署等の関係機関と連携して実施することが望ましい。また、現場で石綿含有建材を分析できる機器（アスベストアナライザー等）の携帯や専門家による協力についても検討するとよい。

立入検査では、解体等事前調査が適切に実施され特定建築材料の見落としがないか、石綿含有建材の不適切な取扱いによる飛散がないかを中心に確認し、法令違反や飛散のおそれのある状況が認められた場合には、速やかに必要な指導等を実施する。

2.3.1 立入検査内容

自治体の大気汚染防止法（特定粉じん関係）担当部署は、下記①～④の例を参考に、立入検査を実施する。また、廃棄物処理法担当部署が立入検査を実施する場合は、⑤を参考にすること。

(1) 掲示板の確認

災害時において被災者は不安を強く感じることを踏まえ、掲示がわかりやすい場所に確実に設置されているかを確認する必要がある。

【確認事項】

- ① 事前調査結果の掲示が設置されており、省令に定められた記載事項が記載されているか。設置位置は適切か。
- ② 特定粉じん排出等作業が実施される場合は、作業方法等の掲示が設置されており、省令に定められた記載事項が記載されているか。設置位置は適切か。

(2) 事前調査の実施状況の確認

大規模災害時には、経験の少ない業者が事前調査を行っている可能性があるため、事前調査が適切に行われていることを十分に確認する必要がある。

【確認事項】

- ① 事前調査の実施方法、実施者、実施結果等を、施工者等への聴き取り及び書類（事前調査結果報告書、建材分析結果等）により確認する。
- ② 解体等工事に係る建築物等について、石綿含有建材の見落としがないか、目視や簡易分析により確認する。
※天井ボードに被覆された鉄骨部分に使用されている特定建築材料が見落とされることが多いので注意すること。また、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」（平成29年3月 厚生労働省）では、「付録Ⅱ. 現地調査の留意事項」において、見落とされやすい場所が具体的に記載されているので参考とされたい。
- ③ 特定建築材料の可能性のある建材が認められた場合、分析等による石綿含有の有無の確認が行われているかを、聴き取り及び書類により確認する。

(3) 事前調査結果等が適切に伝達されていることの確認

事前調査を実施する業者と施工業者が異なる場合、解体等事前調査結果の現場への伝達ミスが発生しやすいため、注意が必要である。

【確認事項】

- ① 現場監督が石綿含有建材の使用箇所を把握しているか、石綿含有建材の使用箇所・取扱いについて、現場作業員に適切に指示しているかを確認する。

(4) 石綿の飛散防止措置が適切に講じられていることの確認

特定粉じん排出等作業の届出が行われた解体等工事現場のうち、平常時の解体が行われる工事現場及び改造・補修工事現場については、平常時と同様の検査を行う。

特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等の注意解体が行われる工事現場については、特に石綿の飛散が懸念されることから、高い頻度で立入検査を実施し、適切な飛散防止措置が取られていることを確認する必要がある。さらに、必要に応じ周辺環境モニタリングを実施することが望ましい。

また、レベル 3 建材の除去に伴う石綿の飛散防止についても注意喚起を行う必要がある。

【確認事項】

- ① 平常時の解体及び改造・補修工事現場（特定粉じん排出等作業を伴うもの）
 - ・作業基準が遵守されているか、作業の内容等が届出と一致しているか。
- ② 注意解体の工事現場（特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等）
 - ・事前の協議内容（作業計画）に沿って作業が行われ、適切な飛散防止措置が講じられているか。
 - ・落下した石綿含有建材も、重機等による解体作業の前に撤去されているか。
（撤去されていない場合、解体作業中にこれらが重機等により破砕されるおそれがある）。
- ③ レベル 3 建材（又はその可能性のある建材）が使用されている場合
 - ・湿潤化の上、除去が手ばらし（原形のまま取り外し）で行われているか。やむを得ず破砕する場合は、水槽等に浸けながら破断する等の十分な飛散防止措置が講じられているか。
 - ・木造建築物の注意解体が行われている工事現場については、散水等の飛散防止措置が講じられているか。解体の過程で、特定建築材料の可能性のある建材が発見されていないか。
 - ・被災により落下した石綿含有建材も重機等による解体作業の前に撤去されているか。

- (5) 石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）が適切に分別され、保管、処理されていることの確認

【確認事項】

- ① 石綿含有廃棄物等が適切に分別されているか。
- ② 適切な飛散防止措置が講じられているか。
- ③ 保管に係る掲示はあるか、掲示内容は適切か。
- ④ 収集運搬業者、収集運搬方法、処分業者及び処分方法の確認。

なお、職員が習熟してきた時期には、以下の点についても確認し、必要に応じて労働基準監督署に違反現場の通報を行うことが考えられる。

【確認事項】

- ① 石綿作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者が選任されているか。
石綿作業中の常駐と、修了証の携帯が義務づけられている。
- ② 全ての作業員が石綿取扱作業員特別教育を受講しているか。
講習機関で受講した場合は、通常、修了証が発行され、現場に携帯していることが多い。
- ③ 作業員は適切な防じんマスク（RS3、RL3 等）を着用しているか。
防じんマスクには、型式検定の合格を示すものとして標章が付されている。

2.3.2 指導等

災害発生時には、石綿含有建材の除去等の経験が少ない業者が解体等に從事することが想定されるため、十分な指導・助言が必要となる。

元請に対する指導を行うことで、他の現場への指導内容の波及が期待される。

立入検査において、法令違反や飛散のおそれのある状況、対応すべき事項が認められた場合には、速やかに必要な指導等を実施し、指導後には適時に改善確認を行う。

指導の例を以下に示す。

【指導の例】

- (1) 特定粉じん排出等作業の届出の有無にかかわらず、特定建築材料が使用されている箇所について、作業基準に従わずに工事を実施している場合には、現場責任者に対し、作業の一時停止及び応急の飛散防止措置を指示する。また、期限を定めて改善内容の報告を求める。
- (2) 届出のない特定建築材料が発見された場合であって、当該建材の使用箇所の工事に着手していない場合には、法に基づく届出及び作業基準の遵守等を指導する。
- (3) 特定建築材料の可能性のある建材が発見された場合であって、分析等による確認が行われていない場合には、確認を指示するとともに、石綿を含有していないことが明らかになるまでは当該箇所の工事を行わない（又は中断する）よう指導する。当該箇所の工事に着手している場合には、応急の飛散防止措置について指導する。
- (4) 立入検査時に確認できなかった点や、事前調査結果等に不審な点がある場合は、資料の提出や再調査を指導する。
- (5) 石綿の飛散につながるおそれのある違反事項等については、口頭だけでなく、文書による指導を行うことが望ましい。また、指導後は、再度の立入検査等により、適時に改善状況の確認を行う。
- (6) 重大な法令違反については、作業基準適合命令等の行政措置を検討する。
- (7) 特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル3建材）について、不適切な取扱いによる飛散のおそれがある場合には、飛散防止措置について指導・助言を行う。
- (8) その他、法令で規定されている事項が遵守されていない場合には必要な指導を行う。

表 12.1 解体等工事現場への立入検査の参考となるマニュアル

1.	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6 環境省水・大気環境局大気環境課
2.	石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2. 10 版] 平成 29 年 3 月 厚生労働省

3. 仮置場での管理状況の確認

被災市町村が管理する仮置場（一次仮置場）には、相当量の石綿含有廃棄物が搬入されることが想定されるため、周辺への石綿飛散防止、作業員のばく露防止が求められる。

市町村の廃棄物対策担当部署は、仮置場での管理状況の確認を行い、石綿含有建材の切断・破碎が行われていないこと、搬入・搬出時、保管時の石綿飛散防止対策を確認し、必要に応じて指導する必要がある。また、作業員の防じんマスク着用についても併せて確認すること。

特に石綿含有廃棄物をダンプトラック等に直接積載して搬入される場合、積み下ろし時に多量の石綿含有粉じんが飛散するおそれがあるため、大型のフレキシブルコンテナバッグ等の容器に入れるか、シートで梱包した状態で搬入・搬出させることが望ましい。